

農業集落排水使用料金表

番号	施設名	形状	使用料月額		備考
			基本料金	人員割料金	
1	名倉地区 農業集落排水	一般用	1排水施設当たり 1,500円	世帯員1人当たり 500円	住宅
		一般業務用	1排水施設当たり 3,000円	世帯員1人当たり500円に処理 対象人員1人当たり200円を加 えた金額	一般住宅と業務用との区分 しがたい建築物
		業務用	1排水施設当たり 5,000円	処理対象人員1人当たり200円	事業所、事務所、作業所、 店舗、公共施設
2	津具地区 農業集落排水	一般用	1世帯当たり 1,500円	世帯員1人当たり400円	住宅
		一般業務用	1世帯当たり 1,500円	世帯員1人当たり400円に処理 対象人員1人当たり200円を加 えた金額	一般住宅と業務用との区分 しがたい建築物
		業務用	1事業所当たり 1,500円	処理対象人員1人当たり200円	事業所、事務所、作業所、 店舗、公共施設
備考	1. 人員割料金の決定は、住民基本台帳により算定します。ただし、異動があった場合は、その異動日の翌月から 変更して使用料金を算定します。 2. 処理対象人員とは、別に定める建築用途処理対象人員算定表により算定します。詳しくは、生活課へお問い合わせ ください。				